情報通信審議会　情報通信政策部会
放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会（第7回）
ワーキンググループ合同
議事概要

1　日　時

平成２９年5月２５日（木）１０時００分～

2　場　所

TKP赤坂駅カンファレンスセンター ホール１３Ａ

3　議　事

（１）　中間報告書（案）について

（２）　自由討議

4　出席者（順不同、敬称略）

【構成員】（委員会）

村井純主査（慶應義塾大学）、新美育文主査代理（明治大学）、近藤則子（老テク研究会）、谷川史郎（野村総合研究所）、三尾美枝子（キューブM総合法律事務所）、森川博之（東京大学）、内山隆（青山学院大学）、河島伸子（同志社大学）

（ワーキンググループ）

相子宏之（TBSテレビ）、石澤顕（日本テレビ放送網）、近藤宏（日本放送協会）、清水賢治（フジテレビジョン）、廣瀬和彦（テレビ東京ホールディングス）、藤ノ木正哉（テレビ朝日）、木田由紀夫（衛星放送協会）、木村信哉（日本民間放送連盟）、吉本孝司（日本ケーブルテレビ連盟）、設楽哲（電子情報技術産業協会）、土屋円（放送サービス高度化推進協会）、福井省三（IPTVフォーラム）、吉田正樹（日本音楽事業者協会）、高杉健二（日本レコード協会）、世古和博（日本音楽著作権協会）、椎名和夫（映像コンテンツ権利処理機構）、角隆一（日本電信電話）、小林丈記（ソフトバンク）、宇佐見正士（KDDI）、宮下令文（日本動画協会）、清水哲也（全日本テレビ番組製作社連盟）、岡村宇之（日本

映像事業協会)、遠藤誠（全国地域映像団体協議会)、桜井徹哉（博報堂ＤＹメディアパートナーズ)、二瓶浩一（電通）

（オブザーバ）

俵幸嗣（文化庁)、山田仁（経済産業省）

【総務省】太田直樹（大臣補佐官)、福岡徹（総務審議官）

（情報流通行政局）

南俊行（局長)、吉田眞人（審議官)、齋藤晴加（総務課長)、鈴木信也（放送政策課長)、久恒達宏（放送技術課長）

【事務局】豊嶋基暢（情報流通行政局情報通信作品振興課長）

5　配付資料

資料７－１　中間報告書（案）

資料７－２　中間報告書概要（案）

参考資料７－１　委員会（第６回）議事概要

参考資料７－２　委員会（第６回）以降に頂いたご意見

6　議事概要

（１）中間報告書（案）について

○　事務局より資料７－１、７－２に基づいて説明がされた。

（２）自由討議

○　【村井主査】どうもありがとうございました。今ご説明がありましたように、中間報告書（案）という形にまとめていただきました。これは、委員の皆様からお寄せいただいたこれまでのご意見等々に基づきまして、この（案）という形にまとめていただいたということでございます。それでは、この内容に関しましてのご議論、ご意見をお願いいたします。

○　【近藤（則）構成員】近藤でございます。５６ページのフォローアップ調査の結果が詳細に報告していただいていて、とても衝撃を受けております。これだけを読むと、こういった言葉はとても悪くてほんとうに申しわけないんですけれども、放送事業者の人はひどいのではないでしょうかとい

う感じがものすごくしてしまいます。ですから、権利処理が難しいというのは、紙でいろいろやる時代はそうかもしれませんけれども、今どき、歯医者さんの予約だって、何の予約だって、いわゆるネットで簡単に手続がスムーズにできるような仕組みがたくさんできているのですから、権利をお持ちの方に合意を取りつける仕組みも、工夫次第でもっとシンプルになりますし、顔を見て交渉すると、なかなか人間、好き嫌いもありますから難しいと思うんですけれども、逆にネットをうまく使うことでそういったところを上手に調整できるような仕組みをつくっていただければ、このような齟齬が起きないのではないかと思います。これを読む限りですと、なんだか製作をしていらっしゃる方たちはとてもお気の毒というか、これではちゃんとしたコンテンツもできないだろうし、そういったコンテンツをつくり続ける力が関係者の人に沸いてこなければ、放送事業者の方のお仕事も成り立たないのですから、もう少しそこは歩み寄っていただいたらいかがかと思いました。

○　【木村構成員】民放連の木村でございます。中間報告書について一言コメントさせていただきます。視聴環境の変化への対応は、民放事業者にとって大変大きな課題でございまして、中間報告、それからこちらでの構成員の先生方のご意見は民放事業者にとって参考になる部分も多く、非常に意義のあるものだと思っております。

一方、同時配信につきましては、中間報告書を拝見いたしましても、技術的な問題、あるいはコストの問題など、まだまだ解決すべき課題が多いといった印象を受けております。

前回の議論以降、民放連では、追加意見としていくつか意見を述べさせていただきました。繰り返しになりますが、１つは、この検討は放送事業者が同時配信を検討する際の参考に資するものであって、各事業者のサービスの実施時期や内容を決定するものではないということであります。また、各事業者の経営判断に制約を与えるものでもないということであります。これがモバイルタスクフォースの報告にきちんと記載されたことは、極めて適切だと考えております。

それから、ビジネスモデルをどう考えるかというのは、非常に民放事業者にとって大きな課題でありますし、こちらでのご意見もありましたけれども、個別の経営戦略や具体的な取引に関係する話ですので、こういった行政の場での公の検討にはそぐわないと考えております。あくまでも我々自身が切り開いていく問題ではないかと思っております。

昨年末、諸課題検討会の民放キー局ヒアリングがございました。報告書にも記載がございますが、各社とも、同時配信の事業性やニーズは、現時点では、残念ながらなかなか見出しがたいといったご意見でした。それから、課題も多岐にわたりますし、できるところから一歩一歩やっていこうといったことを述べておられました。その状況は今も変わっていないと考えております。

それから、同時配信におけるＮＨＫとの連携に関するご意見も多々出ていますが、事業性が問われる民放事業者と、公共放送として常時同時配信を目指すＮＨＫとの間には、おのずから立ち位置に違いが出てくるのはやむを得ないと思っているところです。一緒にできる部分ももちろんありま

すし、それぞれここはちょっと別の道だといった部分が出てくるのは、仕方ないと思っております。
ただ、ＮＨＫから試験的提供の報告などの情報提供をいただいており、これは民放連にとって非常に参考になりますので、今後ともぜひお願いしたいと思っております。

メディア環境が大きく変わっていく中で、インターネット展開の環境整備は国としても大事な課題だと認識しており、今後も議論が続いていくと思いますが、民放事業者の立ち位置と自主性を尊重していただいて、我々の取り組みを見守っていただきたいと思います。

最後に放送コンテンツの製作取引の問題は、この場での議論をきっかけに「放送コンテンツ適正取引推進協議会」をＡＴＰと関係者と設置することになりました。民放連は総務省のガイドラインや下請法などの法律の遵守が非常に大事だと認識しておりますので、協議会の場でのご意見も参考にしながら、ここはしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○　【三尾構成員】報告書をまとめていただきましてありがとうございます。非常に興味深く読ませていただきました。中間報告ということで、これからの取り組みということ、課題ということが中心に書かれているかと思います。

私の意見として申し上げると、さらに最終報告に向けて、視聴者の利便性、視聴者の観点からというところをもう少し深堀していただきたいなというふうなところがあります。

例えば、視聴者の観点からすると、ネットと放送といったものの連携、マルチでいろいろなサービスが受けられるという利便性は非常に高いというふうに思います。現状、この報告書の中にもハイブリッドキャストの活用といったことが書かれておりまして、私としては、このハイブリッドキャストを活用するということが、ネットと放送の連携の大きなキーになるのではないかなと思っております。現状も十分、仕様としてほとんど完成したものがテレビの中に想定され、入れ込んで標準装備になりつつあるという現状もありますので、ハイブリッドキャストを十分活用して、さらに実質的に視聴者の利便性につなげていくような取り組みをまず行っていただきたいというところが１つあります。

もう１つは、視聴者の観点からということで、ハイブリッドキャストを使ったネットと放送の利便性を十分周知をしていただいた上で、放送とネットを同時配信の視聴者からの必要性は、さらに広がっていくのではないかというふうに思いますので、そういった観点から、同時配信に向けた取り組みを進めていただきたいというふうに考えております。ＮＨＫと民放の連携といったことは、理想ではありますけれども、なかなか難しい面もたくさんあるかと思います。ＮＨＫとしては、立場として、イギリスのＢＢＣのような形で進めていくのか、さらには、民放との連携で、日本の独自の姿を探るのか、そういった方向性を、ＮＨＫとしての在り方というか、視聴者に向けたサービスの在り方の方向性をもう少し出していただければいいなというふうに個人的な感想としては思います。

○　【近藤（宏）構成員】ＮＨＫの近藤でございます。今ほど、民放連の木村構成員と三尾先生のお二人から、ＮＨＫについて触れていただきましてありがとうございました。その前に、今回の一連の検討委員会の検討の場、あるいはそれぞれの分科会の場で、私どものいろいろな意見を、あるいは見解を聞いていただきまして、この中間報告書（案）に反映していただいたということについて御礼を申し上げたいと思います。

　また、そのプロセスの中で、先ほど、木村さんからもお話がありましたけれども、民放連の皆さん、あるいは民放各社の皆さんと、さまざま意見交換、情報交換をさせていただきまして、私どもの考え方、それから各社さんの考え方をこれまで以上に情報の共有化とか、意見交換が、意思の疎通ができるようになったというふうに思っております。その点につきましても、大変ありがたかったと思っております。

　先ほど、ハイブリッドキャストのお話がございました。ハイブリッドキャストにつきましては、ＮＨＫも、ＮＨＫ個社としてもそうですし、ＩＰＴＶフォーラムの一員としても、今までも一生懸命やってまいりましたし、これからもたゆまざる努力をして、組織としてしっかりやっていきたいというふうに考えておりますので、ぜひまたご支援をよろしくお願いしたいと思います。

○　【福井構成員】ＩＰＴＶフォーラムの福井でございます。地味な話ではあるんですけれども、実際にＩＰＴＶフォーラムの作業をしていて、最近、非常に大きな課題だなと思っていることを申し上げたいと思います。

　今回の中間報告書の中でも、４Ｋとか、そういったものの配信に当たって、試験環境の整備が大事だというふうに書かれております。これは非常に重要な問題でして、利用者の使い勝手とか、受け入れられるサービスにしていくためには、やはり標準化とか、あるいはルールの共通化とか、非常に大事なんですけれども、現実には、個々の端末あるいはメーカーさんごとにつくり込みが違っておりますので、同じアプリケーションを動かしても、端末が同じように動作しないということが非常に増えてまいりました。おそらく今後、従来の放送がテレビ向けに流すのと、ＩＰを使っていろいろな端末にいろいろなサービスを流していくという場合に、一番大きく違ってきているのは、やっぱり同じ品質で受け手にちゃんと流れるかということをほんとうに確認できるかどうかということが非常に大きくて、今やっている限りで言うと、費用の負担を誰がするんだと、メーカーさんなのか、サービス提供する側なのか、あるいは第三者なのか、このあたりが現実には非常に悩ましい問題として起きております。

　おそらくこれは日本のサービスの競争力というものにかかわってくると思うんですけれども、そういったテストをしっかりやることによって、利用者が安心してサービスを受けられるという形にどう持っていくか。ＩＰＴＶフォーラムの作業、調整だけでは、なかなかやり切れない部分が現実に起きているということを指摘しておきたいと思います。

○　【村井主査】ありがとうございます。大変重要なポイントでございまして、品質を保つために個別の家庭にきちんとネットワーク環境が届くのかという件は、日本は少しブロードバンドの展開が先行していたので、うまくいっていたところがあります。集合住宅におけるインターネットの展開は割合早めに進んだけれども、そのグレードアップは、役所ではできないし、通信事業者でもできません。マンション内の配線の交換が伴ってくると、各マンションの住民からの動きになるということが言われていますので、調査すべきかもしれません。

　このあたりも含めて、視聴者はいろいろな環境にいますので、できる限り均一の品質ということを考えていくと、インフラ上の課題もまだまだあり、これもどこかで解決をしていく必要があります。通信事業者だけでは解決できず、実はテレビのコンテンツがよくなり、住民がもっといい環境を要求すると、マンションの理事会が意思決定して設備を入れかえるというような、かなり視聴者からの発想で進めなければいけないようなことだとも言われています。このあたりもステークホルダーの方がみんなで議論をして、それぞれの役割を手分けして進めていくということに重要性があると思います。

○　【村井主査】そのほか、いかがでしょうか。最初に説明していただいた３ページに、「はじめに」がありまして、ここで全体の議論が本来どういう意味を持っているかということを確認できるようになっています。基本的には、３つ目のパラグラフにあります、「質の高い放送コンテンツをより手軽に視聴でき、また、放送事業者から提供される災害情報が入手しやすくなるなど、視聴者の利便性向上や放送の社会的価値の維持・向上につながる」という点にあります。先ほど皆さんからもご指摘がありましたように、ここには課題があり、単一のステークホルダーだけでは解決ができないため、協調連携が必要ということです。そのための場として、この委員会があり、全てのステークホルダーに集まっていただきながら、それぞれの役割が、この方向にむかって、何をすべきかということを議論していただきましたので、このパラグラフの最後の「可能性がある」は削除してもよいのではないかと思います。それは大胆だということでしたら、「期待がある」などではいかがでしょうか。「可能性がある」と言うと、消極的な意見に聞こえるのだけれども、どうでしょうか。削除するか、「大きな期待がある」とするか、そのくらいの背景があってこの話をしているということを言いたいのですけれども、いかがですか。新美先生。

○　【新美主査代理】確かに可能性というのはいろいろな幅がありますので、もう少し前向きな積極的な評価をしてもいいように思います。あまり細かい法律的な話はしませんけれども、一般的には、統計学などでは中立的に用いられる、「possibility」という概念は法律では非常に低い確率をいいまる。ここで用いられる可能性という用語は、「蓋然性がある」つまり「ないというよりも、ありそうだ」とか、「高い期待がある」という意味だと思います。これまでの検討してきた結果、一定の方向性が出てきたということですから、今、座長がおっしゃられたように、積極的又は肯定的な意

味を持つ表現を変えたほうがいいように思います。「大きな期待がある」という表現などですか。

○　【村井主査】ありがとうございます。そのほかのご意見、いかがでしょうか。

○　【新美主査代理】先ほどの議論でもございましたし、村井座長もおっしゃったことですけれども、全てのステークホルダーが出てきているということは確かですが、実はもう少しきめ細かく見ていきますと、先ほど、マンションの管理をどうするのかというようなことがでましたように、実はユーザーの近辺に行けば行くほど、いろいろなステークホルダーが出てきそうな感じですので、そのあたりについても今後少し議論を求めていく必要があるのではないのかと思います。

それと同時に、各ステークホルダーの分野の技術の進展の度合いがさまざまです。たとえば、こういった通信の分野は非常に早いのですけれども、テレビ受像機は市場動向をも視野に入れて大体１０年に１回くらいという技術の更新時期があります。そういった技術の更新時期ないしはテンポが相当違うステークホルダーの中で、どうやって調整していくのかということも、今後、十分な議論が必要ではないかと思います。

○　【村井主査】ありがとうございます。それでは、本日は中間報告書（案）についてご議論いただきまして、細かい修正は少し入れさせていただくとは思いますけれども、これを委員会の報告書（案）ということで、パブリックコメントを実施するステップに移っていくことになると思います。

今、ご意見をいただいたことを含めまして、このパブリックコメントの実施について主査の私にご一任いただくということでよろしいでしょうか。それではそのように進めさせていただきたいと思います。

これで本日の議事は終了いたしましたので、事務局から今後についてのご説明をお願いいたします。

○　【事務局】ありがとうございました。今、主査のほうからありましたとおり、この報告書（案）につきましては、本委員会のパブリックコメントという形で、なるべく早く、できれば明日ぐらいには実施できるように、早急に準備を進めたいと思っております。パブリックコメントは１カ月を予定しておりますので、終了しましたら、次回会合について、改めて日程調整の上、開催したいと思いますので、引き続き、よろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

○　【村井主査】ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、第７回の委員会・ワーキンググループ合同会合を終了させていただきたいと思います。本日はお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございました。

以上